

第五十六号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項を削る。

第四条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職務の級に分類するものとし」を「職務の等級に分類するものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で定める」を「別表第四に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三項中「こえては」を「超えては」に改める。

第九条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十八条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

別表第一から別表第三までの規定中「課長の俸」を「課長の俸」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 等級別基準職務表（第四関係係）

イ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	巡査長の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を行う係長の職務
6級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の副署長の職務
7級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 困難な業務を行う警察署の副署長の職務
8級	1 警察本部の参事官の職務 2 困難な業務を行う警察署の長の職務
9級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を行う規模の大きい警察署の長の職務

ロ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査の職務 2 係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察本部の次長の職務
7級	警察本部の参事官の職務
8級	困難な業務を行う警察本部の参事官の職務
9級	警察本部の部長の職務

ハ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 所長補佐の職務 2 専門研究員の職務 3 科長の職務 4 主任の職務
4級	総括所長補佐の職務
5級	1 所長の職務 2 副所長の職務

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職務の等級への切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する警察職員（次項から附則第五項までの規定の適用を受ける警察職員及び人事委員会規則で定める警察職員を除く。）の施行日における職務の等級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に相当する職務の等級とする。

(等級別基準職務表に掲げる職務の等級の特例)

3 施行日の前日における職務が附則別表に掲げられている職務（当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものを含む。以下「特定職務」という。）であつた警察職員であつて同日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が同表に掲げられている職務の級であつたものの職務の等級は、改正後の第四条第四項の規定にかかわらず、施行日から当該警察職員が特定職務（施行日の前日におけるその者の職務と同表に掲げる給料表の種類及び職務の等級の区分を同じくするものに限る。）以外の職務に異動等をする日の前日までの間、旧級に対応する同表の職務の等級欄に定める職務の等級とする。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察職員（前項に規定する警察職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、決定することができる。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた警察職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、決定することができる。

6 前三項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、決定することができる。

(施行日における号俸)

7 附則第二項及び第三項の規定により施行日における職務の等級を決定される警察職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員を除く。）の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸とする。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表（附則第三項関係）

給料表の種類	職務の級	職務の等級	職務
公安職給料表	4級	4級	困難な業務を行う巡査長の職務
	5級	5級	困難な業務を行う主任の職務
	7級	7級	警察本部の次長の職務
行政職給料表	4級	4級	主任の職務
	5級	5級	主査の職務

提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、警察職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。